



発行所
公益社団法人 国民文化研究会
(九州←→東京←→全国)
東京都渋谷区東1-13-1-402
振替 00170-1-60507
電話 03-5468-6230
FAX 03-5468-1470
<http://www.kokubunken.or.jp/>
E-mail: info@kokubunken.or.jp
月刊「国民同胞」編集部
毎月一回10日発行
購読料 年間2000円

非運の昭和と憲法改正

―「昭和の対外戦争」の真相に目を向けよ―

中島繁樹

われわれが熟願する憲法改正は今
また遠ざかったかに思はれる。

国会で憲法改正の発議が可能である
と思はれたこの三年間、われわれ
は改正発議の実現を心底から願った。
しかし国会はこれをなし得なかった。
かうなったことの大きな原因の
ひとつとして与党公明党の消極姿勢
がある。伝へられるところによれば、
公明党の支持母体のかなりの部分が、
九条改正に抜きがたい反感を持って
ゐることである。

だからこそ、安倍首相は二年前に、
九条の文言はそのままにして自衛隊
の存在だけを明記したい、との提案
をしたのであった。これに呼応して
自民党の改正推進本部は、九条の一
項にも二項にも手をつけず、別途に
九条の二といふ条項を設けてそこに
自衛隊の存在だけを明記する、との
方針を決めた。しかしこの方法でさ

へも、公明党の支持者らを動かすこ
とはできなかったのであった。

思へば「日本国憲法」第九条は、
マッカーサーが敗戦国日本に与へた
最重要の日本解体施策であった。
戦勝国アメリカは、昭和初期の
日本がたどった道はすべて誤りであ
るとの観点に立つて、原因は日本国
の民主主義の不発達にあると考へた。
マッカーサーが昭和二十一年二月、
わが国に受け入れを強要した「日本
国憲法」は、その前文において、昭
和初期の対外戦争が誤りであったこ
とを表明し、あはせて戦争の原因と
して見立てた日本国体を無効化する
ことをねらつてゐた。その具体化が
憲法本文の九条と一条である。

私は日本国憲法施行の年である昭
和二十二年に生を享けた。この憲法
のもとで教育を受けた私たちは、こ
の憲法はかつての日本の歴史を反省

して制定されたものであると教へら
れた。私が法律家の資格を取るため
に受験した司法試験の受験勉強のと
きも、その必読の憲法解説書はこと
ごとく現行憲法を賛美する内容であ
つた。しかし、私は今七十歳を越す
ところまで来たのであるから、私は、
これまでの七十年間に得た知識と経
験にもとづいて、世間におもねらず、
この九条と一条についてその真贋の
判定を自分ですることを許されてい
い、と考へる。

昭和初期の日本の対外戦争は、客
観的にはその時代の世界政治の力関
係のもとで不可避的に発生したもの
である。日本の侵略的意図がこの戦
争を産んだのではない。張作霖爆殺
事件が日本の侵略的意図の発現であ
つたとの見方は誤りである。満洲事
変は不戦条約違反の侵略なのではな
い。盧溝橋事件は中国共産党の作為
によるものであり、日本軍の意図す
るものではなかった。南京で大虐殺
があつたといふ事実はない。昭和十
六年の米英蘭に対する宣戦は自存自
衛のためやむを得ず行はれたもので
ある。

中国国民党による日清通商航海条
約の一方的破棄は、日本にはその受
け入れが不可能であつた。米英の中
国国民党に対する肩入れは、彼らの
利己的経済利益をただ擁護せんとす

るだけの、正当性のないものであつ
た。両国はわが国の平和的通商にあ
らゆる妨害を加へた。さらに米国は
後年、ソ連に対して日本との中立条
約の中途の放棄を従憑し、ソ連は狡
猾にもこれに応じた。

日本の敗戦はそれらの結果であり、
戦勝国の独善の思想がそのまま日本
国憲法の前文第一段に書き込まれた。
マッカーサーによるその新憲法制
定の要求は、GHQ民生局長ホイッ
トニーの、日本政府がこれを受け入
れなければ天皇の身体の保障はでき
ない、との強迫のもとに断行された。
それが現行憲法の第一条であり第九
条である。

令和元年において極東アジアにお
ける国際的軍事情勢はかなりの程度
に不安定である。しかし今の日本の
世論の大勢は、この不安定からわが
国の安全を守るためこの九条を変へ
るところか、変へずに現実の自衛隊
を明文化することさへも嫌がるので
ある。

わが国は、七十年を過ぎた今も、
昭和の初めに遭遇した非運の影響下
にある。昭和の対外戦争の歴史はま
ことに非運であつたのであつて、け
つして先人の過ちではなかつたこと
を、日本国民はどうしても自覚しな
ければならないと思ふのである。

(福岡中島法律事務所・弁護士)